

令和4年度地方税制改正（案）の概要

1 固定資産税及び都市計画税（土地）の負担調整措置

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額の5%から2.5%とする。

2 住宅借入金控除を個人住民税から控除する措置

- (1) 令和4年から令和7年までの間に住宅を取得等し、居住の用に供した者の住宅借入金控除について、所得税から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額の5%（最高97,500円）の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- (2) この措置による減収額については、全額国費で補填。

3 地方税務手続のデジタル化

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・電子申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

4 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。